

## 通勤困難者の自動車購入に対する通勤手当支給に関する要項

### (目的)

第1条 八王子美山学園においては、夜間、早朝の始業及び終業に対応する公共交通機関がない等、職員の通勤が困難である。

職員の通勤の利便性を図り、就業環境を整備することにより、長期継続就業を確保し、もって、利用者に対する支援の充実を図るべく、給与規程第16条別表3に係る通勤手当の「通勤困難者で自動車を購入した者」について、必要な事項を定める。

### (通勤困難者 及び 対象職員)

第2条 自動車を購入（リース契約等を含む（以下同じ。））し、当該自動車により通勤する者

2. 非常勤職員は、週4日以上勤務者とする。
3. 職員採用内定通知を受けた後に、自動車を購入した者も対象とする。

### (自動車)

第3条 前条に規定する自動車とは、次のいずれかに該当する自動車をいう。

- (1) 自動車の所有者又は使用者の名義が職員であること。
- (2) 特別な事情により、理事長が必要と認めた自動車

### (手当支給対象)

第4条 本体価格又は評価額が50万円以上の自動車を対象として、手当を支給する。

### (条件)

第5条 この手当を受けたものは、原則として5年間は勤務すること。

### (手当の返還)

第6条 手当の支給を受けた者が、第2条から第5条までの支給要件のいずれかを満たさない場合、或いは満たせないことが明らかと認められる場合は、手当の全額又は一部を返還させることができる。

2. 前項に規定する返還の額については、理事長が別に定める。

(再支給)

第7条 この手当を再度支給する場合は、前回の支給後7年以上を経過していること。

(その他)

第8条 この要項に定めのない事項が発生したときは、理事長が別に定める。

附 則

この要項は、平成25年5月29日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年8月10日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年12月1日から施行する。

年 月 日

社会福祉法人 やまゆり福祉会  
理事長 様

職員名 \_\_\_\_\_ ⑩

### 通勤困難者の自動車購入に対する通勤手当支給届出書

このことについて、下記のとおり添付書類を添えて届け出ます。  
なお、支給の要件に違反した場合は、標記手当を返還します。

#### 記

1. 自動車注文書の写し又は契約書の写し
1. 車検証の写し
1. 運転免許証の写し

事務局処理欄 通勤手当を支給してよろしいか

理事長	本部長	事務局長	施設長	課長	課長補佐